

### 9月12日に開催された大阪府主催の「府内市町村相談員研修」で、KC's 二之宮義人常任理事が講師を務めました。



9月12日に開催された、大阪府主催の「府内市町村相談員研修」で、KC's 常任理事の二之宮義人弁護士が講師を務め、「集団的消費者被害回復訴訟制度の概要」について説明を行いました。「集団的消費者被害回復訴訟制度の概要」に

ついては、消費者庁作成の新制度概要のポンチ絵を使用し解説しました。また、「KC'sにおける新制度の業務の流れと費用等」についても具体的に説明を行いました。

さらに実際に、KC'sが「被害回復」の訴訟を提起した場合には、消費生活センターの相談現場に、消費者からの問い合わせが多数寄せられることが想定されるため、「新制度に関する問い合わせ、照会等」、「新制度に関する相談時の聞き取りのポイント」、「事件が起こった場合の説明、照会（第二段階）」、「通知が来たら、委任契約書の書き方は、必要書類（領収書）」など、丁寧に説明を行いました。

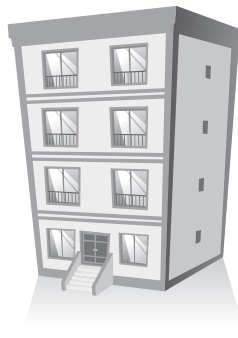
パワーポイントやポンチ絵を使い、わかりやすく、笑いも交えた説明に、終始和やかな雰囲気研修となりました。

### 差止裁判・申入れ活動について

#### (1) 家賃債務保証会社のフォーシーズ株式に対する差止訴訟の第5回裁判が行われました。

家賃債務保証会社のフォーシーズ株式に対して、消費者契約法に違反すると考えられる同社の保証契約条項の一部使用停止を求め、差止請求訴訟を大阪地方裁判所に提起していましたが、第5回期日（裁判）が、9月14日（木）に行われました。

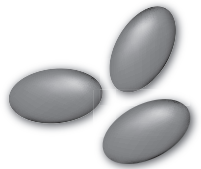
なお、次回の期日（裁判）は、11月17日（金）11時30分から行われます。



#### 上の表示の削除を求め、「要請書」を送付していましたが、「回答」を受領しました。

健康食品販売会社の佐々木食品工業(株)自然食研が販売する「しじみ習慣」のweb上の表記の差止を求め、申入れ活動を行っていましたが、2017年7月に、web上から当団体が問題視していた表示がほとんど削除されたことを確認しました。

しかし、同社の公式twitterには、誤認を招く表示がまだ残っているため、速やかな削除を求め、2017年8月25日付「要請書」を送付していましたが、「ご指摘いただきましたtwitterの投稿について、全て削除」した旨の2017年9月13日付「回答」を受領しました。



#### <提言活動>

- 9月14日に、「消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等に関する意見募集」に対する意見を消費者庁へ提出しました。
- 9月14日に、「消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書における消費者契約法の改正に関する規程案に関する意見募集」に対する意見を消費者庁へ提出しました。

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称:KC's (内閣総理大臣認定：適格消費者団体・特定適格消費者団体)

# KC's NEWS

No.68  
2017.10.6

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル2号館5階  
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp HP: http://www.kc-s.or.jp/

## <特集> 「特定適格消費者団体」の認定を受けて① 二つの使命を両翼に、大きく翔けKC's!

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 (略称:KC's)  
理事長 榎 彰 徳



KC'sは、本年6月21日、内閣総理大臣より、「特定適格消費者団体」に認定され、同日、松本消費者問題担当大臣(当時)から、岡村消費者庁長官同席の

もと片山副理事長に認定証が手渡されました。「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(以下、「新制度」)が、昨年10月1日に施行され、12月27日に、消費者機構日本(COJ)が特定適格消費者団体の認定を受けられ、KC'sは第2号の認定となりました。

差止訴訟や申入れにより、消費者被害の未然防止・拡大防止を主とするこれまでの適格消費

者団体の使命・ミッションと併せて、消費者の財産的被害をみんなで取り戻すための訴訟を行うという新たな使命・ミッションが、KC'sに課せられることになりました。

KC's設立から、奇しくも今年12年目の節目にあたります。今がゴールではありません。今日から新しい出発点です。待ちに待ったこの使命を勇躍果たしてまいりましょう。

最後になりましたが、この間、ご指導・ご協力を賜りました消費者行政のご担当のみなさま、弁護士・司法書士・研究者のみなさま、消費者団体のみなさま、そして奮闘していただいております役員・事務局のみなさまに心から感謝いたしますとともに倍旧のご支援を切にお願いいたします。

### 8月30日に開催された「第29回近畿地区生協・行政合同会議」で、KC's片山登志子副理事長が、特別講演を行いました。

当日は、福井・滋賀・奈良・和歌山・京都・兵庫・大阪の近畿地区の生協と日本生協連、KC's、7各府県の行政、厚生労働省から50名弱が参加し、特別講演として、KC's片山登志子副理事長が、「消費者問題の現状と課題について考える～行政と生協への期待」をテーマに講演を行いました(以下は講演概要)。

消費者庁の創設以降、「安全安心な市場」、「良質な市場」の実現が、消費者・行政・企業の共通の目標として位置付けられ、相互理解と信頼構築が不可欠となりました。

一方で、安全に暮らせる良質で公正な社会を実現するためには、個々の消費者が、商品やサービスの安全、提供のあり方、市場のあり方に関心をもち、自立した主体として日常の消費行動を行い、消費者被害に接したときには、同種被害の発生を防ぐため、お互いの被害救済を進めるために、消費者被害情報

を他の消費者と共有し活用することが重要です。また、そのことを認識し、情報の集約に協力し、かつ集約された情報に関心を持って日常的に活用するなどの消費者の行動が不可欠です。

しかし、受け手の消費者の視点に立って、わかりやすく活用できるような形での情報提供はまだ不十分です。消費者からの相談窓口を充実させることや、消費者の相談や情報提供に真摯に対応することなど、消費者の行動を引き出すような社会の仕組みや取組みをさらに推進することが求められています。行政と生協のみなさんには、このような消費者の行動を引き出す多様な取組みを工夫し、継続していくことを期待しています。





## ＜特集＞「特定適格消費者団体」の認定を受けて② 被害情報の検討など、新制度を担うための準備がすすめられています。

KC'sでは、実際の訴訟案件を検討するための「被害回復検討委員会」を設置し、現在、事案の検討が進められています。また、「被害回復検討委員会」での検討以外にも被害回復のための訴訟を提起するまでには、多くの準備が必要です。KC's 飯田秀男副理事長に、新制度を担うための準備状況と今後の課題についてお聞きしました。

◆今回、KC'sは、新制度を担うことのできる「特定適格消費者団体」に認定されましたが、この制度の意義について教えてください。

これまで、被害額が少額のために、個人で訴訟を起こすことをためらい、結局泣き寝入りしていた被害者が、被害金を取り戻す道が開けました。被害情報を得た「特定適格消費者団体」が、個々の被害者の代わりに、事業者へ訴訟を提起して勝訴すれば、被害金額を取り戻せることとなります。また、個々の被害者は、「特定適格消費者団体」が勝訴した以降に訴訟に参加することになります。したがって、敗訴するかもしれないという不安や費用面での訴訟リスクもありません。

ただし、この新制度で、「特定適格消費者団体」が取り扱うことのできる事案要件は、法律で決められている範囲になります。また、被害回復手続きに参加する被害者は、被害回復手続きの委任先である「特定適格消費者団体」に、手続きに必要な費用や事務作業費などに係る報酬を支払う必要があります。

◆「被害回復検討委員会」では、どのように検討を進めているのでしょうか？



委員会は10名で構成し、基本的に、月1回のペースで2月から立ち上げています。近隣の「適格消費者団体」である京都消費者契約ネットワーク、ひょうご消費者ネットからも委員として参加していただいています。

KC'sには、消費者から直接寄せられた「被害情報」が年間120件、月10件程度あります。この情報は、これまで、「差止請求」の検討をするために使われていましたが、ホームページ「情報受付」の記載も変更し、「被害回復」の検討をするためにも使用しています。この「情報」を、委員長が事前にチェックし、検討すべきと判断した情報については、担当委員を決めて、事前検討資料を準備いただき、委員会ですらに検討するという形をとっています。

◆委員会での検討以外では、どのような準備がされているのでしょうか？

「特定適格消費者団体」の認定を取得して以降、ホームページの記載の変更や、新しいKC's紹介パンフレットの作成準備などを進めてきました。

さらに、実際に訴訟提起以降に発生する実務作業のシミュレーションも進めています。ガイドラインと業務規程から具体的な実務作業がイメージできることを重視しています。当該被害者との関係では、通知・公告、授権契約、報酬金、被害金の確認など、これまで経験したことのない実務手続きがあります。

また、総会シンポジウムでも参加者のみなさんから様々なご意見をいただきましたが、当該被害者に回復手続きへの参加を呼びかける「通知文」をわかりやすく正確に伝わるものとするためにどう工夫するのかも大きな課題です。いま、「被害回復検討委員会」の中に部会を立ち上げ、KC'sとしての「通知文」サンプルを早期に仕上げる準備を進めています。

さらに、近隣の行政・消費生活センターに、新制度とKC'sへの理解や協力をいただくための



の準備もすすめています。事業者のみなさんへ新制度をお知らせするための「事業者セミナー」の開催も予定しています。

◆今後の課題について教えてください。

これまで、KC'sは、多くの行政・団体・専門家のご協力をいただきながら活動してきましたが、この新制度を実効性のあるものとしていくには、より一層の協力関係をつくる必要があると考えています。

また、多くの弁護士・司法書士・相談員のみなさんに協力いただきましたが、弁護士会や司法書士会など専門家団体としっかりした協力関係をつくっていくことも必要と考えています。

「特定適格消費者団体」の認定を得たことで、社会的責任も大きくなりました。新たな実務作業も発生します。KC'sの活動を支える事務局機能を充実させることも大きな課題です。

## 9月7日に、KC's、全大阪消費者団体連絡会主催で、「消費者契約法改正学習会～消費者のための消費者契約法改正を目指して～」を開催しました。

9月7日に、KC's、全大阪消費者団体連絡会主催で、「消費者契約法改正学習会～消費者のための消費者契約法改正を目指して～」を開催しました。

この学習会は、消費者庁より、「消費者契約法の見直しに関する御意見募集」が、8月21日～9月15日の期間にされたことを受け、できるだけ多くの消費者のみなさんに、パブリックコメントを提出してもらうために、今回の改正のポイントについて学んでいただくことを目的で開催されました。

消費者契約法は、2016年に改正されましたが、改正の際の附帯決議において引き続き検討を行うこととされた論点等については、内閣府消費者委員会に設置された「消費者契約法専門調査会」において2016



年9月から審議がなされ、今年8月に消費者委員会から消費者契約法の規律の在り方についての答申が公表されました。

答申に添付された「消費者契約法専門調査会報告書」

## 新しい「KC's紹介パンフレット」が完成しました！

「特定適格消費者団体」の認定を受け、KC'sの活動内容に、これまで取り組んできた「差止請求」とあわせて、「被害回復」についての説明や、写真で見るKC'sの歩みなどを追加した新しい「KC's紹介パンフレット」を作成し、2017年10月2日に発行しました。



☆事務所に置くなどご活用いただける場合には、必要部数をKC's事務局までご連絡下さい。

では、「措置すべき内容を含むとされた論点については、消費者と事業者の双方から幅広く意見を聞く機会を設ける」ことが求められており、これを踏まえ、今回、規程の改正案が意見募集されたものです。

当日は、30名の参加がありました。司会は、KC's 浅田奈津子理事と全大阪消団連飯田秀男事務局長（KC's副理事長）が務め、KC's差止請求検討委員長の五條操弁護士より、今回意見募集されている規程案で、「取消しできる事例」、「取消しできない事例」の紹介をいただきながら、わかりやすく解説していただきました。解説の合間に参加者が理解できたかどうかをフリップで示す参加型で進められました。

また、消費者契約法専門調査会で委員を務められた山本健司弁護士にも駆けつけていただきました。参加者への熱いメッセージをお伝えいただきました。最後に、司会の浅田理事より、参加者にパブコメ提出を呼びかけ終了しました。

